

## 平成31年度 固定資産税の縦覧

### ◆縦覧制度

大和郡山市内の土地・家屋の納税者が、土地・家屋の価格等を記載した帳簿を縦覧できる制度です。

帳簿の種類	縦覧できる人	縦覧できる項目
土地価格等 縦覧帳簿	市内の土地の納税者とその同居の親族	土地の所在、地番、地目、地積、価格
家屋価格等 縦覧帳簿	市内の家屋の納税者とその同居の親族	家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧期間＝4月1日(月)～5月7日(火)の8時30分～17時15分(市役所閉庁日・閉庁時間を除く)

縦覧場所＝税務課 固定資産税第1係・第2係(市役所1階107番窓口)

持ち物＝本人と確認できるもの(納税通知書、運転免許証、健康保険証など)

### ◆閲覧制度

大和郡山市内の土地・家屋の所有者が、自分の所有する資産についての固定資産課税台帳を確認できる制度です。また、借地人・借家人などが、使用または収益の対象としている固定資産について、課税内容を確認するため、固定資産課税台帳を閲覧することができます。

閲覧場所＝税務課 固定資産税第1係・第2係(市役所1階107番窓口)

持ち物＝本人と確認できるもの(納税通知書、運転免許証、健康保険証など)

※借地人・借家人などが閲覧を希望する場合は、賃貸借関係が証明できるものも必要です。

※閲覧には手数料が必要です。

問合せ＝税務課 固定資産税第1係・第2係(内線284～287)

## 清掃センター 休日業務のご案内(3月)

月 日	可燃ごみの収集	持込ごみの受付
3月21日(木) 春分の日	通常どおり収集 (可燃ごみのみ) 月・木コース	9:00～12:00

※祝日の可燃ごみの収集は、交通事情により早めに収集する場合があります。ごみは7時30分までに出していただきますよう願います。

問合せ＝清掃センター (☎53-3463)



## 市民課からの お知らせ



### ◆「マイナンバーカード」交付・申請 などの夜間場窓口を開設します

日時＝3月25日(月)・26日(火)・28日(木)・29日(金)  
各日17時15分～19時45分

場所＝市民課(110番窓口)

●「マイナンバーカード」を既に申請し、交付通知書を受け取った人への「マイナンバーカード」の交付(事前に来庁のご案内が届いた人のみ)

【必要なもの】＝交付通知書・通知カード(回収します)  
・住民基本台帳カード(以前申請し持っている人のみ、回収します)・本人確認書類※

●「マイナンバーカード」の申請(写真は市役所内で無料撮影できます)

【必要なもの】＝通知カード(回収します)・住民基本台帳カード(以前申請し持っている人のみ、回収します)・本人確認書類※

●市役所で保管している「通知カード」と「マイナンバーカード」の受け取り

【必要なもの】＝本人確認書類※

※本人確認書類は、運転免許証・パスポート・在留カードなど顔写真付の公的な身分証明書のうち1点、これらを持っていない人は、健康保険証・年金手帳・医療受給者証等のうち2点になります。

※原則、受取や申請は本人来庁になります。それ以外の場合は事前にお問合せください。

### ◆住民基本台帳カードからマイナンバーカードへの切り替えのご案内

今まで住民基本台帳カードで確定申告(e-tax)をされていた人は、今年から住基カードでの確定申告が出来なくなりますので、マイナンバーカードへの切り替えをお勧めします。

※切り替えには、約1ヵ月半かかりますので、早めに手続きをしてください。

◆返戻されたマイナンバー通知カードを廃棄します  
不在等により、大和郡山市に返戻されたマイナンバーが記載された通知カードを、3月31日に廃棄します。

廃棄対象＝平成27年10月5日に本市に住民登録があった人のマイナンバー通知カード

※廃棄後再発行する場合は、1枚500円の手数料がかかります。

【共通】問合せ＝市民課(☎85-4581)  
(土・日曜、祝日を除く  
8時30分～17時15分)

